

地方独立行政法人青森県産業技術センター
第一期中期目標期間 業務実績評価書（案）
(平成21年度～平成25年度)

平成26年9月

青森県地方独立行政法人評価委員会

目 次

第一 評価の基本的な考え方	-----	1
第二 評価の結果		
1 全体評価		
(1) 総評	-----	3
(2) 業務の実施状況	-----	4
(3) 組織、業務運営等に係る改善事項等	-----	4
2 項目別評価		
(1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (試験・研究開発の推進)	-----	5
(2) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (産業活動・製品開発等への支援)	-----	6
(3) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (成果の移転・普及)	-----	7
(4) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	-----	8
(5) 財務内容の改善に関する目標に係る必要な事項	-----	9
(6) その他業務運営に関する重要目標に係る必要な事項	-----	10

第一 評価の基本的な考え方

青森県地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「青森県産業技術センター」という。）の第一期中期目標期間（平成21年度～平成25年度）における業務の実績について、以下の基本的な考え方により評価を行った。

評価の実施に当たっては、中期目標に定めた最小項目ごとに青森県産業技術センターの中期計画の実績等を明らかにした業務実績報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行い、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行う。

1 項目別評価

中期目標に定めた次の項目ごとに、中期目標の達成状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して、5段階により評価する。

- (1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（試験・研究開発の推進）
- (2) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（産業活動・製品開発等への支援）
- (3) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（成果の移転・普及）
- (4) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (5) 財務内容の改善に関する目標に係る必要な事項
- (6) その他業務運営に関する重要目標に係る必要な事項

〔5段階〕

- 5：中期目標の達成において特筆すべき状況にある。
- 4：中期目標を達成している。
- 3：中期目標をおおむね達成している。
- 2：中期目標の達成においてやや不十分な状況にある。
- 1：中期目標の達成において著しく不十分であり、重大な改善事項がある。

2 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、第一期中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により総合的に評価する。また、必要がある場合は、業務運営の改善その他の勧告をする。

青森県地方独立行政法人評価委員会委員及び専門委員

区分	氏名	役職等
委員長	昆 正 博	元弘前大学 教授
委員（委員長職務代理者）	久保 薫	学校法人青森田中学園 学園長
委員	青木 智美	公認会計士・税理士
委員	北畠 祥	日本政策金融公庫 青森支店長
委員	吉井 仁美	企業組合かぶあがり 代表理事(八戸水産科学館館長)
専門委員（試験研究関係）	大関 邦夫	弘前大学 名誉教授
専門委員（試験研究関係）	河野 秀孝	青森公立大学大学院 経営経済学研究科長
専門委員（試験研究関係）	鈴木 裕之	弘前大学農学生命科学部 教授

第二 評価の結果

1 全体評価

(1) 総評

青森県産業技術センターでは、県内産業の振興を図るため、地域の潜在力を最大限に発揮させ、地域外からの所得の獲得につながる「域外市場産業」の一層の育成に意を用いることとし、その主体である工業、農林畜産業、水産業及び食品加工業に関する試験・研究開発及び調査を行い、得られた成果の普及・移転並びに技術支援を行うこととしており、試験・研究開発では、生産事業者の需要を的確に把握し、蓄積した技術を発展させて新たな技術や新製品等の創出に向けた研究のほか、農工一体となった産業技術の開発や温暖化等の環境の変化に対応した諸課題の解決に取り組むこととしている。

第一期中期目標期間においては、工業、農林、水産、食品部門を統合したメリットを活かして、幅広い試験・研究開発を実施し高い成果を上げるとともに、付加価値の高い優れた製品等の開発・事業化へ向けた積極的な支援、試験・研究開発により得られた成果や技術の迅速な移転・普及及び業務運営・組織運営の改善等の実施など、総じて中期計画に定めた事項を着実に実施していると判断され、中期目標を達成していると評価できる。

引き続き、本県の地域資源及び研究資源を有効に活用しながら、試験・研究開発の重点化を進め、総合的な試験研究機関として企画経営機能を十分に発揮できるような組織運営を行うとともに、第二期中期目標・中期計画の達成に向けて、P D C Aサイクルを活用したより的確な目標設定や実績等の評価・分析を実施し、本県における産業の振興及び経済の発展に寄与することを期待するものである。

(2) 業務の実施状況

業務の実施状況は、全体として中期計画に定めた事項は着実に実施されている。

- ・試験・研究開発の推進に関しては、5か年で470課題の研究事業が着実に実施されていると評価できる。特に、プロテオグリカン商品の開発、県の基幹種雄牛「第1花国」の後継牛「優福栄」、「光茂」の作出、水稻極良食味品種「青系187号」の開発などの取り組みは、高く評価できる。
- ・産業活動・製品開発等への支援に関しては、製品化・実用化等で5か年の目標である80件を大幅に上回る307件の実績を上げている。
- ・成果の移転・普及に関しては、各種報告書、研究成果発表会、ＩＣＴ（情報通信技術）など多様な方法を活用した情報発信や知的財産の保護・活用等に積極的に取り組んでいる。
- ・業務運営の改善及び効率化に関しては、長期的な研究ロードマップに基づき研究の効率化を進めるとともに、外部評価及び内部評価の実施により研究課題の進行管理が行われているほか、本部企画経営室への企画・調整機能の一元化、部門横断的研究等に重点的に予算配分するための役員特別枠研究の設定、独自の人事評価制度の実施など、業務運営や組織運営の見直しが行われている。
- ・財務内容の改善に関しては、管理経費の節減に努めたほか、科学研究費補助金の応募要件を満たす研究機関の指定を受けるなど外部資金を獲得するための体制の整備に積極的に取り組み、外部研究資金の導入は計画を上回る実績を上げている。
- ・緊急事態への迅速な対応、情報管理・公開、労働安全衛生管理など、その他業務運営に関しては、適切に実施されている。

(3) 組織、業務運営等に係る改善事項等

特に改善勧告を要する事項はない。

2 項目別評価

(1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（試験・研究開発の推進）	評価	4：中期目標を達成している。
--	----	----------------

試験・研究開発の推進については、生産事業者のニーズを集め、実用化を意識した研究開発に取り組み、5か年で470課題の研究事業が着実に実施されており、工業、農林畜産業、水産業及び食品加工業の4分野にわたる各種の研究事業は、全体として中期目標を達成していると評価できる。

特に、新生産技術の開発及び新製品等の創出に向けた試験・研究開発においては、情報通信技術等を活用した高齢者見守りシステム、切削油を使用しない鉄鋼材のドライ切削技術、大規模水田営農を見据えた水稻V溝乾田直播栽培技術等を開発するなど、高齢化の進展、生産資材の高騰等の社会経済情勢の変化に対応した試験・研究開発に積極的に取り組んでいると認められ、高く評価できる。

農工一体となった試験・研究開発においては、プロテオグリカン商品の開発、太陽光利用型植物工場の葉菜類生産経営モデルの作成など、農工連携した効率的な開発が行われており、高く評価できる。

優良種苗・種畜の開発及び適正管理においては、県の基幹種雄牛「第1花国」の後継牛「優福栄」、「光茂」の作出、水稻極良食味品種「青系187号」の開発など、生産事業者の所得向上と農林水産物の安定的生産の実現に積極的に取り組んでいると認められ、高く評価できる。

(2) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（産業活動・製品開発等への支援）	評価	4：中期目標を達成している。
--	----	----------------

生産事業者が取り組む新しい産業活動や付加価値の高い優れた製品等の開発・事業化への支援として、5か年の目標値80件を大幅に上回る307件（達成率384%）の製品化・実用化が達成されている。中でも、文部科学省の「地域イノベーション戦略支援プログラム」事業などの取組によるプロテオグリカン関連の商品が96アイテム、県重点事業「青森プレゼント」での取組による商品が39アイテムなど、商品化後のフォローアップなどによる売れる商品づくりに積極的に取り組んでいると認められ、高く評価できる。

また、共同研究において、生産業者、業界団体、大学、その他の試験研究機関などと連携し、5か年で124件の研究を実施したほか、緊急な対応を必要とする研究課題については役員特別枠研究として年度途中からでも速やかに実施できる制度を創設したこと、生産事業者等が抱える技術的課題を解決するための受託研究について、積極的に導入を図り5か年で生産事業者から100件、国や他の試験研究機関等から89件を受託したこと、依頼試験・分析・調査件数、技術相談・指導件数などについて、5か年の目標値を上回る実績を上げていることなど、生産事業者の支援等に積極的に取り組んでいると認められ、高く評価できる。

そのほかの事項に関しても、中期計画に定めた事項を着実に実施していると認められることから、全体として中期目標を達成していると評価できる。

(3) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（成果の移転・普及）	評価	4：中期目標を達成している。
--	----	----------------

試験・研究開発の成果については、試験成績概要集など各種報告書を発行したほか、水稻生育情報、陸奥湾水温情報、ホタテガイ採苗情報等をホームページ等で随時情報を提供したこと、各研究所の紹介ビデオを作成し、Y o u T u b eとホームページにおいて公開したこと、青森市新町にPR館「アレッラ」を設置し、年間を通して支援商品の展示販売を行ったことなど、多様な手法により県民への情報発信に積極的に取り組んでいると評価できる。

また、県知財支援センター、特許庁等の協力を得て、研究者の特許作成スキルアップ、開放特許や登録品種のPR等に積極的に取り組んでおり、特許出願数も5か年で100件と定めた目標を達成している。

そのほかの事項に関しても、中期計画に定めた事項を着実に実施していると認められることから、全体として中期目標を達成していると評価できる。

(4) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

評価

4：中期目標を達成している。

業務運営については、試験・研究開発の目的、到達点を明確にするため、中期計画5か年の行程表である「中期計画ロードマップ」、平成30年度までの行程表である「青森県産業技術センター研究所目標・ロードマップ」を作成したほか、理事長、理事、企画経営監等で構成する研究推進会議、外部有識者による研究諮問委員会などを通じてコストパフォーマンスを意識した明確な目標を設定したこと、さらに、「チャレンジ研究」を新設し、新規の研究への取組を促進するとともに、職員の自主的発案に基づく試行的な研究を行える体制を整備したことなど、業務運営の改善及び効率化が図られていると評価できる。

組織運営については、本部企画経営室に当センターの企画・調整機能を一元化し、理事会、所長会議、企画経営監会議で経営の調整を図ったこと、部門横断的研究等に重点的に予算配分するため、役員特別枠研究を設定したことなど、企画経営機能の発揮と各試験研究部門による一体性の確保に積極的に取り組んでいると評価できる。

職員の能力向上については、業務に必要な資格の取得や大学院派遣制度による学位取得への支援等を通じて職員の資質の向上が図られていること、研究員の研究成果（情報提供、実用化、特許出願、外部での発表など）を反映した適正な評価を行うため、独自の人事評価制度を構築したことなど、人材育成及び能力開発に積極的に取り組んでいると評価できる。

そのほかの事項に関しても、中期計画に定めた事項を着実に実施していると認められることから、全体として中期目標を達成していると評価できる。

(5) 財務内容の改善に関する目標に係る必要な事項	評価	4：中期目標を達成している。
---------------------------	----	----------------

運営経費の執行の効率化については、13の研究機関を統合したスケールメリットを活かし、管理経費、研究費の縮減に努め、県からの運営交付金に対する毎年1.5%の効率化係数に対応したほか、部門横断的研究を対象とした特別予算枠を新設するなど、運営経費の効率的な執行を図っていると評価できる。

外部からの研究費の導入については、競争的研究資金の導入において、科学研究費補助金の応募要件を満たす研究機関の指定を受けたこと、競争的研究資金として、5か年の目標額約374,000千円を大きく上回る、117課題、約806,000千円を獲得したこと、また、その他外部資金の導入においても、県内企業、生産事業者、市町村、独立行政法人などからの受託研究費は、5か年の目標額約342,000千円を上回る、189課題、約520,000千円に達したことなどは、財務上の貢献とともに、研究レベルの質の高さが評価された点についても高く評価できる。

そのほかの事項に関しても、中期計画に定めた事項を着実に実施していると認められることから、全体として中期目標を達成していると評価できる。

(6) その他業務運営に関する重要目標に係る必要な事項

評価

4：中期目標を達成している。

緊急事態への迅速な対応として、本県初のマツノザイセンチュウの鑑定と防除指導、陸奥湾高水温によるホタテガイの大量へい死への対策、リンゴ樹雪害の復旧・防止・軽減対策の取りまとめなど、被害の実態に応じて迅速に対応したと評価できる。

また、県が行う現地調査への協力として、リンゴや特産果樹の生育状況調査などに協力したほか、「県産農林水産物の放射性物質モニタリング調査事業」及び「県産牛肉安全性確認検査業務」を県の要請を受けて緊急に体制を整備して受託するなど、適切に対応したと評価できる。

そのほかの事項に関しても、中期計画に定めた事項を着実に実施していると認められることから、全体として中期目標を達成していると評価できる。